

### 第3回事故調査・検証委員会 畑村委員長記者会見

日時：平成23年9月27日(火)17:30～  
場所：大手町JAビルカンファレンス401会議室

今日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の第3回会合を開催しました。

これまでの2回の委員会は公開で行いましたが、今回は非公開で行いましたので、最初にこの点について説明をします。

この委員会は6月に立ち上がり、7月8日の第2回委員会で調査事項を決めたりヒアリングのルールを決めたりして、それから事故についての事実調査をスタートさせました。

とにかく、事実関係が分からないと検証のしようがありませんから、第2回の委員会でも申し上げましたが、まず事務局に3か月間集中的に調査をしてもらい、その結果を報告してもらって、中間報告に向けた議論を始めることにしました。

そして、今日の委員会でその報告をしてもらうことにしていたので、今日の委員会の中身は、事務局が今進めている調査状況の途中経過の報告がほとんどでした。

こういう事故調査は、相手方の協力の下で進めているのですが、調査内容が調査途中で中途半端に公になると、相手方にいろいろ影響が出てしまい、協力をためらったりされ、調査を円滑に進めていくことが出来なくなります。

そういう訳で、調査結果を公表するのは、調査が終わった後か、少なくとも一区切りした段階でやるべきだと考えております。

そして、当委員会は、中間報告とそれから最終報告の中でそれを公表しようとしております。

そういう意味で、今日の委員会については公開で開くことが出来なかったのも、やむを得ず非公開とし、内容については、調査に支障のない範囲で、今これから記者会見で説明することにしました。

今日は、事務局から、現時点までに分かったことや引き続き調査中の事項の説明がありました。

実は膨大な量です。

そして、各調査チームから非常に詳細な調査状況の説明があり、よくこの短期間のうちにこれだけの事実が解明出来たとそういう風に感心しました。

概要については、後から事務局長に説明してもらいます。

そして、この報告を受けて、委員会では、中間報告のベースとする上でさらにどんな事柄が必要か、調査を補充・追加してもらおうことがあるか、また、どんな視点からそういう事柄を考えるべきかというようなことについて議論をしました。

## 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の調査状況

平成23年9月27日

## 1 調査の進行状況（9月26日時点）

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| ヒアリング人数（各調査チームの合計） | 延べ 275 人  |
| 総聴取時間              | 概算 581 時間 |

## 2 社会システム等検証チームにおける調査状況

## (1)津波対策が十分であったか

## 前提となる経緯

福島第一原発にあっては、昭和47年の設置許可時点では津波波高をO.P.+3.122mと想定していた。その後の津波に関する科学的知見の進展等を踏まえ、平成14年2月には土木学会原子力土木委員会津波評価部会において「原子力発電所の津波評価技術」が策定され、原子力安全委員会が平成18年9月に改定した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」では地震随件事象として津波への言及がなされ、その改訂を受けて原子力安全・保安院にて耐震バックチェックが進められる等の動きがあった。並行して、東京電力では福島第一原発に関する想定波高を「津波評価技術」に基づいてO.P.+5.4~6.1mと修正し、これに応じた対策を講じていたが、本件地震後O.P.+約14~15mの津波に襲われ、全交流電源喪失に至った。

## 主な調査事項

- ・ 津波についての科学的知見がどのように進展してきたか
- ・ 「津波評価技術」について、策定の経緯、津波評価部会の構成、策定過程における議論、評価方法の概要、原子力発電所の津波対策のあり方
- ・ 「耐震設計審査指針」の改定の経緯、耐震指針検討分科会の構成、同分科会やその下に設けられた地震・地震動WGでの津波に関する議論、原子力安全委員会事務局の実務実施体制
- ・ 原子力安全・保安院の耐震バックチェック実施に当たっての安全性評価の考え方、耐震バックチェックの実施状況、原子力安全・保安院の実務実施体制
- ・ 「津波評価技術」策定後の地震・津波についての科学的知見等の進展状

況、1号機についてのベントの具体的な実施状況

- ・ 1号機についての代替注水の準備と実施状況
- ・ 1号機原子炉建屋の水素爆発の状況、水素爆発の可能性に関する当時の認識や従前の知見の有無
- ・ 1号機水素爆発後に代替注水作業を再開した状況、官邸における海水注入の検討及び現場における対応
- ・ 3号機について、HPCI（高圧注水系）停止後の減圧・注水に向けた準備状況、これについての官邸とのやりとり、現場における対応
- ・ 3号機原子炉建屋の水素爆発に至る経緯、水素爆発による被害状況
- ・ 2号機について、RCIC停止前後のベント実施に向けた準備状況
- ・ 2号機について、代替注水に向けた作業に関する官邸・本店とのやりとり、その後の現場における対応
- ・ 2号機の過酷な状況を踏まえた現場・本店の対応、政府との連絡状況、官邸における対応、事故対策統合本部の設置経緯、その後同本部が果たした役割
- ・ 2・4号機の損傷状況 等

事故対処の全体像に関する主な調査事項

- ・ 福島第一原発内での緊急対策本部と中央操作室等との間の連絡状況
- ・ 東京電力本店、オフサイトセンター、原子力安全・保安院（ERC、保安検査官等）、官邸等における情報収集・伝達その他の対応、その対応が現場の対処に与えた影響の有無、程度 等

## (2) 福島第一原発に関する津波対策

主な調査事項

- ・ 原子力安全・保安院が指示した耐震バックチェックの過程での東京電力社内における波高の検討状況、この対応についての社内検討状況、東京電力として講じた対応
- ・ 貞観津波等を踏まえた津波評価についての東京電力から原子力安全・保安院への説明状況、これに対する同院の対応
- ・ 平成23年3月7日に原子力安全・保安院が東京電力から津波評価等についてヒアリングをした経緯、その状況 等

## (3) 福島第一原発に関するシビアアクシデント対策

- △ 事故後初期段階での政府内部での SPEEDI 情報の活用状況、同情報が外部に公表されなかった経緯
- △ SPEEDI を用いて放出源情報の逆推定を行い、この計算結果を公表した経緯 等
- ・ 被ばくに関する対応
  - △ 3 月 14 日に緊急事態応急対策実施区域における緊急作業時における被ばく線量限度を 250mSv に引き上げた経緯
  - △ 東京電力における放射線管理体制の状況
  - △ 事故発生後の被ばく線量限度を超える被ばく者の発生状況と対応状況
  - △ 住民についてのスクリーニングの実施状況、福島県において全身除染の基準を 13,000cpm から 100,000cpm に引き上げた経緯
  - △ 住民に対する安定ヨウ素剤の配布状況 等
- ・ 避難措置等
  - △ 事故の初期段階における避難措置の決定（3 月 11 日午後 9 時 23 分：半径 3k 避難・半径 3～10k 屋内退避、3 月 12 日午前 5 時 44 分：半径 10k 避難、同日午後 6 時 25 分：半径 20k 避難、3 月 15 日午前 11 時：半径 20～30k 屋内退避等）の経緯
  - △ 避難指示の伝達、実施状況、避難の実施によって生じた問題等
  - △ その後の避難措置の決定（4 月 11 日：計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定についての基本的考え方の発表、4 月 22 日：半径 20～30k 屋内退避の解除等、6 月 16 日：特定避難勧奨地点設定の方針発表）の経緯
  - △ 警戒区域の設定と一時立入の検討・実施状況 等
- ・ 農畜産物等や空気・土壌・水への汚染
  - △ 厚生労働省において食品衛生法に基づき食品の暫定規制値を決定した経緯
  - △ 原子力災害対策本部が一部の食品について出荷制限を指示した経緯
  - △ 食品についてのモニタリングの状況
  - △ 校舎・校庭等の利用に関する基準の設定経緯
  - △ 放射性物質に汚染された災害廃棄物、下水処理汚泥等の取扱いについての対応 等
- ・ 福島第一原発施設内の汚染水
  - △ 施設内の高濃度汚染水の滞留問題が認識された経緯、その後の対応
  - △ 集中 RW 建屋内や 5・6 号機サブドレン内の汚染水の海洋放出の経緯
  - △ 汚染水の浄化処理装置を導入して循環注水冷却を行うに至った経緯

## 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について

平成23年5月24日  
閣議決定

### 1 趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因を究明するための調査・検証を、国民の目線に立って開かれた中立的な立場から多角的に行い、もって当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言を行うことを目的として、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「検証委員会」という。）を開催する。

### 2 構成

- (1) 検証委員会の構成員は、学識経験者等の中から内閣総理大臣が指名する。
- (2) 内閣総理大臣は、構成員の中から、検証委員会の委員長を指名する。
- (3) 検証委員会に対し専門的、技術的事項について助言を得るため、委員長の指名により技術顧問を置くことができる。
- (4) 検証委員会は、必要に応じ、内閣総理大臣を始めとする関係大臣、関係行政機関の職員、関係事業者の役職員、原子力に関する国際機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

### 3 関係大臣等の責務

- (1) 関係大臣及び関係行政機関の職員は、検証委員会の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、検証委員会からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。
- (2) 関係大臣は、検証委員会から関係事業者を対象とする実地調査の受入れ、資料提出及び説明聴取等の要請があった場合には、法令に定められた権限に基づき、これに応じるよう事業者に対し指示を行うものとする。

### 4 その他

検証委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

# 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の体制

